

平成 30 年度第 12 回役員会議事概要

- 1 日 時 平成 31 年 1 月 8 日 (火) 9:03~10:45
- 2 出席者 大西学長, 大貝理事, 神野理事
- 3 列席者 佐藤監事, 牧監事, 児島事務局長, 小沢事務局次長 (管理・運営担当), 山内事務局次長 (企画・評価担当)
- 4 欠席者 寺嶋理事
- 5 場 所 学長室
- 6 議 題

[審議事項]

- (1) 研究, 教育, 社会貢献活動等に係る表彰及び特別貢献手当について
- (2) 懲戒処分の対象となる事案について

[報告事項]

- (1) 平成 31 年度国立大学法人運営費交付金等について
- (2) 平成 29 年度会計検査院決算報告会について
- (3) 平成 30 年度内部監査結果について

7 議 事

[審議事項]

- (1) 研究, 教育, 社会貢献活動等に係る表彰及び特別貢献手当について

児島事務局長及び総務課長から, 資料「審議 1」に基づき, 本年度の研究, 教育, 社会貢献活動等に係る表彰及び特別貢献手当について説明があり, 審議の結果, 以下のとおり承認された。

【研究活動表彰及び特別貢献手当】

- ・国立大学法人豊橋技術科学大学特別貢献手当支給細則 (以下「支給細則」という。)) 第 3 条第 1 項第 1 号に規定する役員会の議を経て学長が定める率を 5%, 役員会の議を経て学長の定める額を 1 万円とする。
- ・国立大学法人豊橋技術科学大学研究・教育・社会貢献活動等表彰要項 (以下「表彰要項」という。)) 第 3 条に規定する役員会の議を経て学長が定める額は, 30 万円以上とするが, 外部資金の獲得状況等については現在整理中であり, 金額を確認した上で, 額の見直しが必要となる場合は学長一任にて変更を行う。

【社会貢献活動表彰及び特別貢献手当】

- ・支給細則第 2 条第 1 項第 3 号により学長が認めた職員 (表彰要項第 11 条に基づき学長が決定した社会貢献活動表彰者) に対する, 支給細則第 3 条第 1 項第 3 号の規定により役員会の議を経て学長が定めた額は, 15 万円とする。

【教育・研究等特別表彰対象者及び特別貢献手当】

- ・該当事項がある場合, 次回以降の会議にて別途審議を行う。

【各表彰及び特別貢献手当に関する共通事項】

- ・表彰状授与日は, 平成 31 年 3 月 8 日 (予定) とする。
- ・支給細則第 4 条に規定する役員会の議を経て学長が決定する日 (支給日) は, 3 月の給与支給日とする。
- ・特別貢献手当の支給対象者の給与明細等にその旨表記する。

- (2) 懲戒処分の対象となる事案について

学長から, 資料「協議 2」に基づき, 懲戒処分の対象となる事案について説明があり, 審議の結果, 承認された。

[報告事項]

- (1) 平成 31 年度国立大学法人運営費交付金等について
児島事務局長及び総務課長から、資料「報告 1」に基づき、平成 31 年度国立大学法人運営費交付金等の概要について、報告があった。

- (2) 平成 29 年度会計検査院決算報告会について
牧監事から、資料「報告 2」に基づき、12 月 17 日に開催された平成 29 年度会計検査院決算報告会について、報告があった。

- (3) 平成 30 年度内部監査結果について
監査室長から、資料「報告 3」に基づき、平成 30 年度内部監査結果について、報告があった。

以 上